

## 別表 今後5年間に講ずべき具体的施策

## 公的統計の整備に関する基本的な計画の別表

## 「第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」部分（本検討会の検討事項）

番号	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	検討状況	現在までの取組状況	統計法第55条第1項に基づく報告（施行状況報告）内容及び第1回厚生労働統計整備に関する検討会報告内容※
1	エ 四半期推計に関する諸課題	○ 毎月勤労統計調査について、 ①常用労働者が5人から29人の事業所の調査における標本替えの工夫による所定内給与等の断層の解消、 ②離職事由を「解雇、退職」、「転勤」等に分離すること等による企業の退職者比率の把握、 ③退職金の調査を検討する。	厚生労働省	平成25年度までに結論を得る。	検討中	①標本替えを工夫するには交代の頻度を増やすか継続調査期間を延長する必要があるが、その場合、調査対象者や経由機関の都道府県に負担を強いることとなる。このため、推計方法の工夫、ARIMAモデルを用いたデータ補正など、調査対象者や都道府県に極力負担をかけずに改善が図れる方法について検討しているところ。 ②雇用動向調査と労働経済動向調査を統合し、四半期ごとに転勤、離職別の労働者数を把握する方向で検討している。 <b>※参考資料1「雇用動向調査と労働経済動向調査の見直し(案)」</b> ③毎月勤労統計調査において退職金を調査することについては、退職金支払額は事業所単位では把握していないケースが想定され、現在の速報性を維持したままの対応は困難である。本項目がGDP四半期推計(QE)において求められていることを踏まえ、②において対応することを検討している。 <b>※参考資料2「毎月勤労統計調査において、退職金を調査することについて」</b>	<b>【統計法55条報告（統計情報部雇用統計課、賃金福祉統計課）】</b> 平成21年度は、四半期推計上の問題点を整理するとともに、関係する調査における対応可能性について検討を行った。（詳細は下記を参照）また、外部有識者の意見を伺う場として「厚生労働統計の整備に関する検討会」を発足し（平成22年4月27日）、今後、対応を検討する。 「各課題の検討状況」 ①標本替えを工夫するには交代の頻度を増やすか継続調査期間を延長する必要があるが、その場合、調査対象者や経由機関の都道府県に負担を強いることとなる。このため、推計方法の工夫、ARIMAモデルを用いたデータ補正、標本設計の見直しなど、調査対象者や都道府県に極力負担をかけずに改善が図れる方法について検討しているところ。 ②離職事由は、平成元年まで分離して調査していたが、パートタイム労働者の人数を調査事項に追加する際に記入者負担の削減を図って調査をとり止めた。こうした経緯も踏まえれば、調査事項の追加には別項目の削減が欠かせないが、適当な項目が見当たらない。 一方、雇用動向調査では、半年ごとに事業所における減少労働者数を「離職した者」と「同一企業内への転出者等」に分けて把握している。また、労働経済動向調査では四半期ごとに調査を実施している。このような既存調査を改変して対応することも視野に入れながら、検討しているところ。 ③退職金支払額は事業所単位では把握していないケースが想定され速報性を維持したままの対応策は見出せていない。 <b>【第1回厚生労働統計整備に関する検討会報告内容】</b> 平成21年度は、四半期推計上の問題点を整理するとともに、関係する調査における対応可能性について検討を行った。 「関係する統計調査における対応の方向」 (1) 毎月勤労統計調査 調査対象者の負担の抑制が最大の課題であるが、四半期推計の精度向上に資する改善方策について、幅広い観点から検討していく。 (2) 雇用動向調査 半年ごとに、事業所における減少労働者数を「離職した者」と「同一企業内への転出者等」に分けて把握している。 (3) 就労条件総合調査 5年に1回退職金について調査し、金額についても把握している（平成15年・平成20年）。
2	(4) 医療費に関する統計の国際比較可能性の向上	○ 医療費に関する統計の体系的整備、国際比較可能性の向上の観点から、保健医療等の分野全体の医療費をマクロでとらえる統計（OECDのSHA手法に基づく保健医療支出推計）を公的統計として位置付けることについて、できるだけ早期に結論を得られるよう、学識経験者や利用者を含めて検討する。	厚生労働省	平成21年度から検討を開始し、できるだけ早期に結論を得る。	検討中	医療費に関する統計の体系的整備、国際比較の可能性の向上の観点から、保健医療等の分野全体の医療費をマクロでとらえる統計を公的統計として位置付けることを検討するために、有識者を構成員とした「医療費統計の整備に関する検討会」を設置し、本年4月26日に第1回検討会を開催し検討を開催したところである。 <b>※参考資料3「開催要項・第1回議事次第」</b>  国民医療費及びSHA手法の現状を踏まえて課題を抽出し、今後は、推計手法、推計に当たった課題等について検討をすすめ、その結果をもとに公的統計として位置付けることについて、平成22年度中に検討会としての一定の結論を得る予定である。	<b>【統計法55条報告（統計情報部保健統計室）及び第1回厚生労働統計整備に関する検討会報告内容】</b> 当該検討を行うにあたり、SHA手法に関する検討は専門的・技術的であることから、専門的見地からの意見・助言を得ることを目的とし、有識者を招いた検討会を発足した（平成22年4月26日）。
3	(2) 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備	○ 就業（就職及び離職の状況、就業抑制要因など）と結婚、出産、子育て、介護等との関係をより詳しく分析する観点から、関係する統計調査において、必要な事項の追加等について検討する。	総務省、厚生労働省	原則として平成21年中に結論を得る。	検討済	平成21年度55条報告のとおり。	<b>【統計法55条報告（統計情報部社会統計課、雇用統計課）及び第1回厚生労働統計整備に関する検討会報告内容】</b> 就業と結婚等の事項については、関係する統計調査において、従来より調査の企画の際に検討しているものであり、すでに一部の統計調査では以下の事項を把握しているが、他の統計調査についても必要な事項がないか、今後も引き続き検討する。 (1) 雇用動向調査 入職者票の「直前の勤め先を辞めた理由」、離職者票の「離職理由」において「結婚・出産・育児・介護」に関する選択肢を設けている。 (2) 縦断調査（現在、実施している主な調査項目） ・21世紀出生児縦断調査 就業(母親の就業状況)、出産(母親の出産1年前・出産半年後の就業状況)、子育て(子育て費用、子育ての負担感)等 ・21世紀成年者縦断調査 就業(就業の状況、結婚・出産前後の就業の状況)、結婚(結婚の状況、結婚意欲)、出産(出生の状況、男女の出生意欲)、子育て(仕事と子育ての両立支援制度の利用状況)等 ・中高年者縦断調査 就業(就業の状況、仕事への満足感)、介護(介護の状況、介護時間)等

番号	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	検討状況	現在までの取組状況	統計法第55条第1項に基づく報告（施行状況報告）内容及び第1回厚生労働統計整備に関する検討会報告内容※
4		○ 世代による違いの検証等のため、21世紀出生児縦断調査及び21世紀成年者縦断調査について、新たな標本の追加等を検討する。	厚生労働省	平成21年度中に結論を得る。	検討済	21世紀出生児縦断調査は平成22年度に新たなコーホートの予算を確保し、12月実施を予定している。 21世紀成年者縦断調査における新たなコーホートの追加は、財政事情により平成23年度の概算要求に盛り込まれなかったが、平成24年度以降、概算要求することを検討する。	【統計法55条報告（統計情報部社会統計課）及び第1回厚生労働統計整備に関する検討会報告内容】 世代による違いの検証等のため、21世紀出生児縦断調査及び21世紀成年者縦断調査について、新たな標本を追加する方向である。 有識者からなる「縦断調査の充実に関する検討会」を平成21年3月に設置し検討し、平成22年3月31日に最終とりまとめを行い、21世紀出生児縦断調査、21世紀成年者縦断調査それぞれ新たな標本の追加が必要であるとの提言があった。 今後は、21世紀出生児縦断調査は平成22年度に新たなコーホートの予算を確保し、12月実施を予定している。 また、21世紀成年者縦断調査では、平成23年度予算要求を行う方向で検討する。
5		○ 人口動態調査における集計の充実（出生・婚姻・離婚の月別、年齢各歳・生年別の集計等）について検討する。	厚生労働省	平成21年中に結論を得る。	検討済	人口動態調査における集計の充実（出生・婚姻・離婚の月別、年齢各歳・生年別の集計等）について、基幹統計調査の変更申請を行い、平成22年8月20日に総務大臣の承認を得た。	【統計法55条報告（統計情報部人口動態統計課）及び第1回厚生労働統計整備に関する検討会報告内容】 【平成21年度】 外部有識者の意見を参考に対応策を検討し、具体的な措置、方策等として示された月別、生年年齢別の統計表を作成することとした。 （追加統計表案） ・（出生）出生数、出生月・母の生年年齢別 ・（婚姻）婚姻件数、届出月・届出時生年年齢別一夫・妻一 ・（離婚）離婚件数、届出月・届出時生年年齢別一夫・妻一 （追加時期）平成21年人口動態統計（確定数）（平成22年9月公表予定） 【平成22年度】 上記統計表案の追加について、基幹統計調査の変更申請を行い、9月の公表予定までに承認を得る。
6	(3) 暮らし方の変化に対応した統計の整備	○ 国民生活基礎調査の所得票及び貯蓄票を用いた調査結果の都道府県別表章が可能となるよう、これらの調査票の標本規模を拡大すること等について検討する。	厚生労働省	平成25年調査の企画時期までに結論を得る。	検討済	平成23年に実施を検討していた試験調査については、財政事情により概算要求に盛り込まれなかった。 このため、平成25年調査の企画時期までに結論を得ることは困難な状況である。	【統計法55条報告（統計情報部国民生活基礎調査室）及び第1回厚生労働統計整備に関する検討会報告内容】 平成21年度は、外部有識者による「国民生活基礎調査の新体系構築に関する研究」（平成19～21年度）を行った。 今後は、研究結果を踏まえ、対応の可能性を検討し、試験調査の実施を検討する。 【試験調査スケジュール】 平成22年度 まとまった研究結果を踏まえ、調査票の設計等の検討開始 試験調査について、実施案検討、予算要求、総務省の承認申請 平成23年度 試験調査の実施 試験調査の結果を踏まえ、標本規模の拡大等、平成25年調査に向けた見直しについて結論を得る。 平成24年度 平成25年調査（本調査）について、総務大臣への承認申請（統計委員会対応を含む。） 平成25年度 本調査（大規模調査）の実施
7		○ 国民生活基礎調査で使用している世帯票、健康票、介護票、所得票及び貯蓄票について、相互のクロス分析等を充実させることについて検討する。	厚生労働省	平成23年中に結論を得る。	検討済	平成21年度55条報告のとおり。	【統計法55条報告（統計情報部国民生活基礎調査室）及び第1回厚生労働統計整備に関する検討会報告内容】 国民生活基礎調査で使用している世帯票、健康票、介護票、所得票及び貯蓄票について、相互のクロス分析等を充実させることとし、統計委員会（平成22年1月25日）等による審議を経て、平成22年調査（大規模調査）において、所得票と世帯票・健康票をクロス集計した集計表（6表）を拡充することとした。 （追加統計表） ・世帯数、医療費の家計支出額に占める割合・所得金額階級別 ・高齢者世帯数、医療費の家計支出に占める割合・所得金額階級別 ・世帯人員数（6歳以上）、健康意識・生活意識別 ・世帯人員数（12歳以上）、こころの状態（点数階級）・生活意識別 ・世帯人員数（15歳以上）、健康意識・性・生活意識別 ・世帯数、医療費の家計支出額に占める割合・生活意識別
	(4) 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備	○ 社会生活や雇用・労働等と教育との関係を分析できるようにする観点から、関連統計調査において、学歴等の教育関連項目を追加することについて検討する。	各調査の実施府省	原則として平成21年中に結論を得る。	検討済	平成21年度55条報告のとおり。	【統計法55条報告（統計情報部国民生活基礎調査室、社会統計課、雇用統計課、賃金福祉統計課）】 「関係する統計調査における対応の方向」 国民生活基礎調査 統計委員会（平成22年1月25日）等による審議を経て、平成22年調査（大規模調査）において、「教育」の項目を追加し、学歴を6区分（小学・中学、高・旧制中、専門学校、短大・高専、大学、大学院）を把握することとした。 【第1回厚生労働統計整備に関する検討会報告内容】 「関係する統計調査における対応の方向」 （1）国民生活基礎調査（略） （2）その他調査 ・21世紀出生児縦断調査では8段階（中学校、専修・専門学校（中学校卒業後）、高校、専修・専門学校（高校卒業後）、短大・高専、大学、大学院、その他）、21世紀成年者縦断調査では7段階（中学校、高校、専門学校、短大・高専、大学、大学院、その他）に分けて最終学歴を把握している。 ・賃金構造基本統計調査で、4段階（中学、高校、高専・短大、大学・大学院）に分けて把握している（文理別では把握していない）。 ・雇用動向調査では、5段階（中学卒、高校卒、専修学校（専門課程）卒、高専・短大卒、大学・大学院卒（文理別））に分けて最終学歴を把握している。

番号	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	検討状況	現在までの取組状況	統計法第55条第1項に基づく報告（施行状況報告）内容及び第1回厚生労働統計整備に関する検討会報告内容※
9	(7) グローバル化の進展に対応した統計の整備	○ 人口動態調査における外国人についての集計の充実（特に年齢別）について検討する。	厚生労働省	平成21年中に結論を得る。	検討済	人口動態調査における外国人についての集計の充実（特に年齢別）について、基幹統計調査の変更申請を行い、平成22年8月20日に総務大臣の承認を得た。	<p>【統計法55条報告（統計情報部人口動態統計課）及び第1回厚生労働統計整備に関する検討会報告内容】</p> <p>【平成21年度】</p> <p>外部有識者の意見を参考に対応策を検討し、具体的な措置、方策等として示された年齢別の統計表を作成することとした。</p> <p>（追加統計表案）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（出生） <ul style="list-style-type: none"> <li>【日本における日本人】 <ul style="list-style-type: none"> <li>①父日本・母外国の出生数、父の年齢（各歳）・母の年齢（各歳）別</li> <li>②母日本・父外国の出生数、父の年齢（各歳）・母の年齢（各歳）別</li> </ul> </li> <li>【日本における外国人】 <ul style="list-style-type: none"> <li>③出生数、父の年齢（各歳）・母の年齢（各歳）・嫡出子一嫡出でない子別</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・（婚姻） <ul style="list-style-type: none"> <li>【日本における日本人】 <ul style="list-style-type: none"> <li>①夫日本・妻外国の婚姻件数、夫の届出時年齢（各歳）・妻の届出時年齢（各歳）</li> <li>②夫外国・妻日本の婚姻件数、夫の届出時年齢（各歳）・妻の届出時年齢（各歳）</li> </ul> </li> <li>【日本における外国人】 <ul style="list-style-type: none"> <li>③婚姻件数、夫の届出時年齢（各歳）・妻の届出時年齢（各歳）</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・（離婚） <ul style="list-style-type: none"> <li>【日本における日本人】 <ul style="list-style-type: none"> <li>①夫日本・妻外国の離婚件数、夫の届出時年齢（各歳）・妻の届出時年齢（各歳）</li> <li>②夫外国・妻日本の離婚件数、夫の届出時年齢（各歳）・妻の届出時年齢（各歳）</li> </ul> </li> <li>【日本における外国人】 <ul style="list-style-type: none"> <li>③離婚件数、夫の届出時年齢（各歳）・妻の届出時年齢（各歳）</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>（追加時期）平成21年人口動態統計（確定数）（平成22年9月公表予定）</p> <p>【平成22年度】</p> <p>上記統計表案の追加について、基幹統計調査の変更申請を行い、9月の公表予定までに承認を得る。</p>
10	(8) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備	○ 実労働時間のより適切な把握の観点から、世帯に対する雇用・労働関係の統計調査において、ILOの国際基準も踏まえた上で調査事項の見直しについて検討する。	総務省、厚生労働省	原則として平成21年中に結論を得る。	検討中	<p>実労働時間の適切な把握については、総務省の「雇用失業統計研究会」において精緻な検討がなされており、統計委員会におけるご指摘（「雇用失業統計研究会」と「厚生労働統計の整備に関する検討会」の連携要望（第36回統計委員会））も踏まえ、総務省と緊密な情報交換を行い、総務省における取組を参考に関係する統計調査における必要な対応について検討する。</p> <p>※参考資料4「平成21年度雇用失業統計研究会資料（抜粋）（資料1及び議事概要）」</p>	<p>【統計法55条報告統計情報部（国民生活基礎調査室）及び第1回厚生労働統計整備に関する検討会報告内容】</p> <p>「関係する統計調査における対応の方向」</p> <p>統計委員会（平成22年1月25日）等による審議を経て、平成22年国民生活基礎調査（大規模調査）において、引き続き1週間の実労働時間を把握することとした。</p> <p>なお、各世帯員の1週間の実労働時間は平成16年調査（大規模調査のみ）から把握している。</p>
11		○ 雇用動向調査等を基にして雇用創出・消失指標を推計し、公表する。	厚生労働省	平成24年末までに実施する。	検討中	<p>労働政策研究・研修機構（JILPT）において当該指標の推計方法を研究中であり、8月4日、当該指標に関する雇用創出・消失指標推計研究会が開催された。</p> <p>※参考資料5「雇用創出・消失指標研究会の概要」</p>	<p>【統計法55条報告（統計情報部雇用統計課）及び第1回厚生労働統計整備に関する検討会報告内容】</p> <p>労働政策研究・研修機構（JILPT）において当該指標の推計方法を研究中である。</p> <p>具体的には、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 雇用動向調査の個票データを用いて、雇用を増やした（減らした）事業所の増加（減少）量を推計</li> <li>② 雇用保険データ（被保険者数が記録された事業所データ）を用いて、新設（廃止）事業所の労働者比率を推計</li> <li>③ ①と②を組み合わせることにより、雇用増加（減少）事業所における増加（減少）量を新設（廃止）による増加《雇用創出》（減少《雇用消失》）と事業の拡大（縮小）による増加（減少）に分離する。</li> </ol> <p>方法について、データ処理を精緻化する方法とともに、研究を進めているところである。</p>
12		○ 経済産業省と協力して、ビジネスレジスターの整備を待って、毎月勤労統計調査や賃金構造基本統計調査と、工業統計表等との結合を図るため、共通符号を持たせること等の措置を講じる。	厚生労働省	ビジネスレジスターの整備状況を踏まえ、速やかに実施する。	検討中	<p>事業所・企業データベースにおいては、各事業所毎に固有の事業所コードを付番しており、母集団情報を提供する際に併せて提供している。</p> <p>（重複是正のために調査履歴を登録する際、照合キーとして活用される）</p> <p>今後、新データベースを活用した効率的な統計の作成や統計結果データの有効活用等の観点から、共通コードの維持管理方法等について検討を進める予定。</p> <p>※参考資料6「基本計画部会第1WG（第2回）における総務省の事業所・企業の共通コードについての回答より抜粋」</p>	<p>【統計法55条報告（統計情報部雇用統計課、賃金福祉統計課）】</p> <p>ビジネスレジスターの整備については、現在、総務省の「事業所母集団データベースの活用等に関する検討会議」で検討中であるため、それを踏まえ検討する。</p> <p>【第1回厚生労働統計整備に関する検討会報告内容】</p> <p>ビジネスレジスターの整備については、現在、総務省の「事業所母集団データベースの活用等に関する検討会議」で検討中である。</p> <p>「関係する統計調査における対応の方向」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>（1）毎月勤労統計調査 名簿データ上では、一部の事業所はすでに共通符号（センサスキー）を保有。保有していない事業所は、事業所母集団データベース登録時に付与される事業所コードとのマッチングができれば、共通符号（センサスキー）を保有可能。</li> <li>（2）賃金構造基本統計調査 既に、共通符号（センサスキー）を保有している。</li> <li>（3）その他 経済センサ基礎調査が平成21年度に実施され、経済センサ活動調査が平成24年2月に実施される予定。</li> </ol>

番号	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	検討状況	現在までの取組状況
13		○ 非正規雇用の実情を継続的に毎年把握する統計調査について、遅くとも平成24年度までの調査開始に向けて、調査の内容や実施時期等について検討する。	厚生労働省	平成21年度から検討を開始し、平成22年度までに結論を得る。	検討中	統計委員会基本計画部会の指摘を踏まえ、総務省と共同で具体的課題の整理を行い、対応を検討する予定。
14		○ 関係府省等と協力して、ハローワークを通じた求人・求職活動のみではなく、他のルートによる求人・求職活動を含めた総合的な労働の需給動向を示す指標について、ハローワーク以外の求人数の把握方法、世帯調査を通じた求職状況に関する統計の利用可能性や、費用対効果なども含め、その実現可能性について検討する。	厚生労働省、総務省	平成21年度から検討する。	検討中	諸外国が行っている求人・欠員に関する調査と雇用動向調査における未充足求人が類似していることから、雇用動向調査を四半期化するなどの方法により未充足求人を四半期毎に把握する方向で検討している。 需給動向を示す指標については、総務省の世帯調査を通じた求職状況に関する統計の利用可能性などについて検討することとし、総務省との連絡調整を行う。 なお、公務の求人把握については、関係府省に確認のうえ検討を行う。
15	(9) その他	○ 医療施設調査及び患者調査について、記入者負担の軽減及び統計調査の効率化の観点から、医療機能情報提供制度やレセプトの電子化等の推進状況を踏まえ、平成23年調査以降への行政記録情報等の活用可能性について検討する。	厚生労働省	平成23年調査の企画時期までに結論を得る。	検討済	平成23年調査の企画を行い、医療施設調査において「施設基準の届出等」に基づく情報を行政記録情報として活用することとした。 <b>※参考資料7「医療施設調査、患者調査の行政記録の活用について」</b>

統計法第55条第1項に基づく報告（施行状況報告）内容及び第1回厚生労働統計整備に関する検討会報告内容※

【統計法55条報告（統計情報部雇用統計課、統計企画調整室）】  
平成21年度は、既存調査で把握している事項の整理を行った。また、外部有識者の意見を伺う場として「厚生労働統計の整備に関する検討会」を設置し22年4月27日に1回目の検討会を開催。今後、検討会を通じて対応を検討する。

【第1回厚生労働統計整備に関する検討会報告内容】  
平成21年度は、既存調査で把握している事項の整理を行った。

【統計法55条報告（統計情報部雇用統計課、統計企画調整室）及び第1回厚生労働統計整備に関する検討会報告内容】  
労働政策研究・研修機構（JILPT）において諸外国の状況の調査を行った。  
今後、労働政策研究・研修機構（JILPT）における諸外国の状況把握を踏まえて、日本において総合的な労働力需給の指標を導入する際の諸条件の検討・整理を行う。

【統計法55条報告（統計情報部保健統計室）及び第1回厚生労働統計整備に関する検討会報告内容】  
医療施設調査及び患者調査について、記入者負担の軽減及び統計調査の効率化の観点から、医療機能情報提供制度やレセプトの電子化等の推進状況を踏まえ、平成23年調査以降への行政記録情報等の活用可能性について検討する。  
【調査スケジュール】  
平成22年度 4月 調査企画開始  
10月 医療施設調査・患者調査 調査票 社会保障審議会統計分科会 審議（予定）  
12月 統計委員会へ諮問、総務省へ承認申請（予定）  
平成23年度 調査の実施

※重複回答は統合。